

若い有権者の投票立会人登録者を募集しています

河内長野市選挙管理委員会では、若い世代の皆さんに選挙への関心を持ってもらい、身近に感じてもらうため、平成31年度に執行される選挙から投票立会人を募集しています。応募された方は、資格・条件等を確認のうえ投票立会人候補者として登録し、選挙の際には登録された方の中から投票立会人を選任します（登録された方全員が毎回必ず投票立会人に選任されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください）。

問合せ先：河内長野市選挙管理委員会事務局

河内長野市役所 7階 TEL 0721-53-1111

◆投票立会人の役割と主な仕事

投票管理者のもと、投票事務の公正を確保するため、有権者の代表として投票事務全般に立ち会う重要な役割を果たします。主な仕事内容は次のとおりです。（各投票所には、投票管理者1人と投票立会人2人が配置されます。）

1. 投票所の開閉の立会い
2. 最初の投票者が投票する際に投票箱が空であることを確認する立会い（期日前投票所は初日のみ）
3. 投票箱の閉鎖の立会い
4. 投票録への署名
5. 投票所から開票所への投票箱送致（投票日当日・後半の立会人のみ、投票終了後に）
6. その他投票手続き全般の立会い

◆応募資格・条件

次の全ての条件を満たす人

1. 河内長野市の有権者（日本国民で河内長野市の選挙人名簿に登録されている人）で年齢が18歳～29歳の人
2. 選挙権の欠格事項に該当しない人
3. 次の事項を順守できる人
 - ・指定された場所、日時に必ず参会し、有権者の代表として責任を持って立会人の職務を果たすこと
 - ・投票に関する秘密はもとより、職務上知り得た秘密を一切他に漏らさないこと
 - ・親しみやすい投票所づくりのため、選挙人に明るく対応すること
 - ・選挙人に不審を抱かれるような服装（著しく華美な服装や過度にカジュアルな服装）等は避けること
 - ・選挙人投票時の私語は慎むこと

※高等学校、専修学校等の学生の方の応募もお待ちしています（学校の許可等が必要な場合がありますので、応募される場合は学校の規則等に従って応募してください）。

※職務の性質上、当該選挙における特定候補者の選挙運動に携わる予定の方は応募をご遠慮ください。

◆従事場所

期日前投票所2箇所 又は 投票日当日の各投票区の投票所42箇所

- ・期日前投票所2箇所の開設場所：①河内長野市役所8階802大会議室

（原町一丁目1番1号）

- ②フォレスト三日市3階三日市市民ホール

（三日市町32番地の1）

- ・投票日当日の各投票区の投票所で投票立会人となっただく場合は、従事場所は、ご自身が登録されている選挙人名簿の投票区の投票所（ご自身が当日投票できる投票所）が基本となります。

◆従事時間

- ・期日前投票所①河内長野市役所 8階 802 大会議室については、
期日前投票期間の
午前 8 時 30 分～午後 2 時 15 分（前半） 又は 午後 2 時 15 分～午後 8 時（後半）
- ・期日前投票所②フォレスト三日市 3 階三日市市民ホールについては、
期日前投票期間（投票日前週の月曜日から土曜日までに限る。）の
午前 9 時～午後 2 時 30 分（前半） 又は 午後 2 時 30 分～午後 8 時（後半）
- ・投票日当日の各投票所（前半）については、
投票日当日の
午前 7 時～午後 1 時 30 分
- ・投票日当日の各投票所（後半）については、
投票日当日の
午後 1 時 30 分～午後 8 時
（後半の立会人は、午後 8 時から投票箱を開票所へ送致していただきます。）
※投票立会人に従事していただく場合は、開始時刻の 15 分前までに会場へお越しください。

◆報酬

- 期日前投票所①の投票立会人：1 回あたり 5,750 円
 - 期日前投票所②の投票立会人：1 回あたり 5,500 円
 - 投票日当日の前半の各投票所の投票立会人：1 回あたり 6,500 円
 - 投票日当日の後半の各投票所の投票立会人：1 回あたり 7,000 円（投票所から開票所への投票箱送致を含む。）
- ※上記金額から源泉徴収額を差し引いて振込させていただきます。

◆応募方法

- 「投票立会人登録申込書」に必要事項をご記入の上、市役所 7 階の選挙管理委員会事務局へお持ちください。
（受付時間は市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までです。）

◆募集期間

- 随時応募を受け付けています。
応募後は投票立会人候補者として登録します。この登録は、本市有権者でなくなった場合や登録抹消の申出があった場合を除き、原則 30 歳になるまでの間、継続します。

◆応募から従事までの流れ

- ① 「投票立会人登録申込書」を市選挙管理委員会へ提出してご応募ください。
- ② 選挙管理委員会で受付後、資格・条件を満たす人を投票立会人候補者として登録します。
- ③ 選挙が行われるときは、選挙管理委員会から登録者へ日程調整の連絡をさせていただきます。（申込多数のときは、登録されていても選挙の際に連絡ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）
- ④ 立会場所や日時等が決定したときは、選挙管理委員会から選任通知書など（期日前投票にあっては期日前投票立会人予定表など）をお送りします。
- ⑤ 初めて投票立会人になる方は、報酬等口座振替依頼書などを提出していただきます。
- ⑥ 決定した日時・場所において、投票立会人に従事していただきます。
- ⑦ 後日、報酬を口座振込させていただきます。